

日立市耐震対策事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における既存木造住宅の倒壊等による災害を防止し、安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的として、耐震診断、耐震改修計画及び耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年日立市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した木造在来工法による階数2以下の戸建て住宅（併用住宅を含む。）をいう。
- (2) 木造在来工法 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とし、垂直方向の力は柱、水平方向の力には梁で抵抗するのを基本原理に、筋交い等で強度を高める工法をいう。
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士及び2級建築士（次号において「建築士」という。）が行う外観による目視調査等により、耐震補強の必要性の有無を概算的に判断する一般診断法により評価する診断をいう。
- (4) 耐震改修計画 建築士が行う壁材の引き剥がし等の内部調査及び詳細な条件設定等により、耐震性を評価する精密診断法により診断後、その耐震性を向上させるために作成する改修計画（耐震改修設計を含む。）をいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づき、基礎の補強、土台、柱、筋交い、梁及び壁等の補強若しくは改修を行う工事のことをいう。
- (6) 上部構造評点 外力に対する保有する耐力の安全率に相当する評価点数で、対象住宅の各階、各方向について算出し、その最小値をいう。

(7) 登録事業者 日立市耐震対策事業の各助成事業に登録を行っている日立市内の事業者をいう。

(助成の交付対象)

第3条 当該助成の内容等は、別表1から別表4に定めるとおりとする。

2 この要綱に基づく助成金の交付は、本要綱に基づく同一事業の助成金の交付を過去に受けたことがないものに限る。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 別表に規定する建築物を所有し、自己の居住の用に供するために、別に定める登録事業者を利用した耐震診断又は耐震改修計画若しくは耐震改修工事を行う者
- (2) 申請日現在において、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「市税等」という。）を滞納していない者

(交付の申請)

第5条 規則第4条の規定による助成金の交付の申請は、日立市耐震対策事業助成金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添付して行うものとする。

2 耐震改修計画又は耐震改修工事に係る助成の申請をした者は、耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成を申請することができない。

3 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成を申請した者は、耐震改修計画又は耐震改修工事に係る助成の申請をすることができない。

(決定の通知)

第6条 規則第5条の2の規定による助成金の交付の決定は、日立市耐震対策事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の変更及び中止)

第7条 規則第6条第1項の規定による変更及び中止の申請は、日立市耐震対策事業助成金交付変更・中止申請書（様式第3号）により行うものとする。

(変更決定の通知)

第8条 規則第6条第4項の規定による変更決定の通知は、日立市耐震対策事業助成金交付決定変更通知書（様式第4号）により行うものとする。

(耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成に係る耐震改修計画完了の報告)

第9条 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成の対象となる者は、耐震改修計画が完了したときは、速やかに耐震改修計画完了報告書(様式第5号)に、別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、助成金の交付決定額又は助成事業の内容を変更しようとするときは、第7条の申請書に変更の内容が分かる書類を添えて、市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

3 市長は、提出された第1項の報告書及び第2項の申請書の内容を審査し、その結果を耐震改修計画完了確認通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成に係る耐震改修計画完了の着工)

第10条 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成の申請者は、前条3項の規定による通知を受けた後、耐震改修工事に着工するものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第11条 規則第6条の2の規定による実績報告及び規則第8条の規定による請求書は、日立市耐震対策事業実績報告書兼請求書(様式第7号)に、関係書類を添付して行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月29日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

助成事業名	耐震診断
助成事業の対象となる住宅 (助成対象住宅)	次に掲げる要件を全て満たす住宅(ただし、その他市長が助成事業の適用が可能と認めるときは、助成対象住宅とすることができる。) 1 日立市内に存在する延べ面積が 30 m ² 以上の既存木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供しているもの 2 併用住宅にあつては、住宅以外の用途に供する部分の床面積が過半でないもの 3 木造在来工法による階数が 2 以下のもの 4 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築したもの 5 助成金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員が助成事業の実施について承諾が得られていること 6 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの 7 本要綱に基づく耐震診断に係る助成金の交付を過去に受けたことがないもの
助成事業の対象となる経費 (助成対象経費)	助成対象の耐震診断(一般診断)に要する費用
助成率	16分の15
助成対象額	1 上限額 3万円 2 耐震診断(一般診断)に要する費用に助成率を乗じて得た額(その額に 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)のいずれか低い額
その他の事項	耐震診断は、登録事業者が行うものであること。

別表 2 (第 3 条関係)

助成事業名	耐震改修計画
助成事業の対象となる住宅 (助成対象住宅)	次に掲げる要件を全て満たす住宅(ただし、その他市長が助成事業の適用が可能と認めるときは、助成対象住宅とすることができる。) 1 日立市内に存在する延べ面積が 30 m ² 以上の既存木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供しているもの 2 併用住宅にあつては、住宅以外の用途に供する部分の床面積が過半でないもの 3 耐震診断(一般診断)の結果、上部構造評点が 1.0 未満であるもの 4 木造在来工法による階数が 2 以下のもの 5 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築したもの 6 助成金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員が助成事業の実施について承諾が得られていること 7 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの 8 本要綱に基づく耐震改修計画に係る助成又は耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成に係る助成金の交付を過去に受けたことがないもの
助成事業の対象となる経費 (助成対象経費)	助成対象の耐震改修計画(耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断(精密診断)に要する費用、耐震改修設計に要する費用を含む。)
助成率	3 分の 1
助成対象額	1 上限額 10 万円 2 耐震改修計画に要する費用に助成率を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)のいずれか低い額
その他の事項	1 耐震改修計画は、登録事業者が行うものであること。 2 耐震改修計画が、地震に対して安全な計画になっていること。

別表 3 (第 3 条関係)

助成事業名	耐震改修工事
助成事業の対象となる住宅 (助成対象住宅)	次に掲げる要件を全て満たす住宅(ただし、その他市長が助成事業の適用が可能と認めるときは、助成対象住宅とすることができる。) 1 日立市内に存在する延べ面積が 30 m ² 以上の既存木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供しているもの 2 併用住宅にあつては、住宅以外の用途に供する部分の床面積が過半でないもの 3 木造在来工法による階数が 2 以下のもの 4 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築したもの 5 助成金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員が助成事業の実施について承諾が得られていること 6 耐震診断(精密診断)の結果、上部構造評点が 1.0 未満であるもの 7 耐震改修工事により、上部構造評点が 0.3 以上増加し、かつ増加後の上部構造評点が 1.0 以上となるものであること。 8 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの 9 本要綱に基づく耐震改修工事に係る助成又は耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成に係る助成金の交付を過去に受けたことがないもの
助成事業の対象となる経費 (助成対象経費)	耐震改修工事に要する費用
助成率	3 分の 1
助成対象額	1 上限額 30 万円 2 耐震改修工事に要する費用に助成率を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)のいずれか低い額
その他の事項	1 耐震改修工事を行う場合は、登録事業者が実施した耐震改修計画に基づくものであること。 2 耐震改修工事を行う場合は、登録事業者が行い、その結果、地震に対して安全な構造となるものであること。

別表 4 (第 3 条関係)

助成事業名	耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成
助成事業の対象となる住宅 (助成対象住宅)	次に掲げる要件を全て満たす住宅(ただし、その他市長が助成事業の適用が可能と認めるときは、助成対象住宅とすることができる。) 1 日立市内に存在する 30 m ² 以上の既存木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供しているもの 2 併用住宅にあつては、住宅以外の用途に供する部分の床面積が過半でないもの 3 木造在来工法による階数が 2 以下のもの 4 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築したもの 5 助成金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員が助成事業の実施について承諾が得られていること 6 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの 7 耐震診断(精密診断)の結果、上部構造評点が 1.0 未満であるもの 8 耐震改修工事により、上部構造評点が 0.3 以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が 1.0 以上となるものであること。 9 本要綱に基づく耐震改修計画に係る助成並びに耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成に係る助成金の交付を過去に受けたことがないもの
助成事業の対象となる経費 (助成対象経費)	助成対象の耐震改修計画を併せて行う耐震改修工事に要する費用
助成率	耐震改修工事に要する費用の 5 分の 4
助成対象額	1 上限額 100 万円 2 耐震改修工事に要する費用に助成率を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)のいずれか低い額
その他の事項	1 耐震改修計画は、登録事業者が行うものであること。 2 耐震改修工事を行う場合は、登録事業者が実施した耐震改修計画に基づくものであること。 3 耐震改修工事を行う場合は、登録事業者が行い、その結果、地震に対して安全な構造となるものであること。 4 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成の第 5 条における申請は、助成を申請する日が属する年度の 11 月末日(同日が日立市の休日を定める条例に定める休日に該当する場合は、市の休日の翌日)までに行うものとする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

日立市長 殿

申請者 氏名
住所
電話

日立市耐震対策事業助成金交付申請書

日立市耐震対策事業助成金交付要綱第5条の規定により、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

助成金交付申請額		金	円
事業の区分		1 耐震診断 2 耐震改修計画 3 耐震改修工事 4 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成	
助成対象 建築物	建物所在地	日立市	町 丁目 番
	建築時期	明・大・昭	年 月
	面積	1階	m ² 、2階 m ²

※ 添付書類

- (1) 建物の所有を明らかにする書類の写し
- (2) 市税等に滞納がないことを明らかにする書類
- (3) 見積書その他工事等に必要な費用を確認することができる書類
- (4) 建築確認済証の写しその他建築物の建築年月日を確認することができる書類
- (5) 事業の区分が「4 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成」の場合、様式第1号-2 助成対象事業実施計画書（耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成）
- (6) その他市長が必要と認める書類

別記様式第1号-2 (第5条関係)

助成対象事業実施計画書 (耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成)

申請者氏名					
建物概要	住宅の所在地	日立市			
	用途	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)			
	床面積		住宅部分	住宅以外の部分	合計
		合計	m ²	m ²	m ²
	建築年月日	年 月 日			
	建築確認 番号年月日	年 月 日 第 号			
耐震診断結果 (上部構造評点。診断済みの場合に記入。)	1階	X		Y	
	2階	X		Y	
耐震改修計画に係る設計者の概要	事務所名				
	代表者名			建築士名	
耐震改修工事の工事監理者の概要	事務所名				
	代表者名			建築士名	
耐震改修工事の施工業者の概要	事務所名				
	代表者名				
助成対象経費 (消費税抜き)	総事業費				円
	耐震改修計画に要する費用				円
	耐震改修工事に要する費用①				円
	耐震改修工事の工事監理に要する費用				円
助成対象限度額	①と1,250,000円の少ない方の額・・・②				円
助成金交付申請額	②×4/5 (上限100万円) ※千円未満切捨				円
事業実施予定期間	耐震改修計画	年 月 日～ 年 月 日 (予定)			
	耐震改修工事	年 月 日～ 年 月 日 (予定)			
備考					

※ 耐震改修工事の着工には、耐震改修計画完了の報告及びこれについての市による確認通知の交付が必要ですので、ご注意ください。

日立市耐震対策事業助成金交付決定通知書

殿

年 月 日付けで申請のあった耐震対策事業について、日立市耐震対策事業助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

日立市長

印

記

助成金の交付決定額		金	円
事業の区分		1 耐震診断 2 耐震改修計画 3 耐震改修工事 4 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成	
助成対象 建築物	建物所在地	日立市	町 丁目 番
	建築時期	明・大・昭	年 月
	面積	1階	m ² 、2階 m ²
助成金の交付条件		(1) この助成金は、対象事業以外の経費に使用してはなりません。 (2) 事業完了後、速やかに日立市耐震対策事業実績報告書兼請求書を提出してください。 (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又はこの決定の内容等に違反した場合には、助成金の返還を求めることがあります。	
助成金交付に係る指示事項			

日立市耐震対策事業助成金交付決定変更通知書

殿

年 月 日付け日立市指令 第 号により通知した耐震対策事業について、日立市耐震対策事業助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付金額を変更したので通知します。

年 月 日

日立市長



記

事業の区分		1 耐震診断 2 耐震改修計画 3 耐震改修工事 4 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成
助成金の交付決定額	変更前	金 円
	変更後	金 円
助成金の変更理由		
助成金の交付条件		
助成金交付に係る指示事項		

様式第5号（第9条関係）

耐震改修計画完了報告書

年 月 日

日立市長 様

報告者
住所
氏名
電話番号

年 月 日付けで交付決定のあった日立市耐震対策事業助成金について、耐震改修計画が完了したので、日立市耐震対策事業助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 住宅の所在地 日立市 町

2 添付書類

- (1) 耐震改修計画に係る契約書の写し
- (2) 現況の各階平面図
- (3) 補強計画及び設計図書
- (4) 耐震改修工事の工程表
- (5) 現況写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

様

日立市長



耐震改修計画完了確認通知書

年 月 日付けで報告のあった日立市耐震対策事業助成金の耐震改修計画の完了については、日立市耐震対策事業助成金交付要綱第9条の規定により確認したので通知します。

年 月 日

日立市長 殿

申請者 氏名
住所
電話

日立市耐震対策事業実績報告書兼請求書

年 月 日付け日立市指令 第 号により助成金の交付決定の通知を受けた耐震対策事業が完了したので、日立市耐震対策事業助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告し、助成金の交付を請求します。

記

事業の区分	1 耐震診断 2 耐震改修計画 3 耐震改修工事 4 耐震改修計画及び耐震改修工事の一括助成	
事業の完了年月日	年 月 日	
助成金	交付決定額	金 円
	精算額	金 円
助成金の振込先	金融機関名 銀行 支店 口座番号(普通・当座) (フリガナ) 口座名義人	
添付書類	(1) 一般診断及び精密診断の診断表の写し (2) 耐震改修計画書の写し (3) 工事完了報告書の写し (4) 工事工程写真 (5) 工事契約書又は領収書の写し (6) その他市長が必要と認める書類 ※ 耐震診断については(1)、(5)を、耐震改修計画については(1)、(2)、(5)を添付してください。	